

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第27条関係） 一般廃棄物処理手数料				別表第1（第27条関係） 一般廃棄物処理手数料			
種類	区分		手数料	種類	区分		手数料
し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額 <u>330円</u>	し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額 <u>330円</u>
	従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊戯場、駅、学校その他人員の一定しない建築物及び簡易水洗便所を設置している建築物等)	36リットルにつき	<u>330円</u>		従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊戯場、駅、学校その他人員の一定しない建築物及び簡易水洗便所を設置している建築物等)	36リットルにつき	<u>330円</u>
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第30条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	1,800リットルにつき	<u>440円</u>	浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第30条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	1,800リットルにつき	<u>440円</u>
汚泥	1立方メートルにつき		<u>7,770円</u>	汚泥	1立方メートルにつき		<u>7,770円</u>
動物の死体	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	事業者	1体につき <u>3,300円</u>	動物の死体	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	事業者	1体につき <u>3,300円</u>
		事業者以外の者	1体につき <u>1,100円</u>			事業者以外の者	1体につき <u>1,100円</u>
	市が収集し、運搬し、及び処分するとき		1体につき <u>3,300円</u>		市が収集し、運搬し、及び処分するとき		1体につき <u>3,300円</u>
家庭廃棄物	市の収集・運搬によらないで市長の指定する場所へ搬入するとき（剪定	10キログラムまでごと	<u>300円</u>	家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき（資源化できる剪定枝を搬入	10キログラムまでごと	<u>165円</u>

改正後				改正前			
	枝、雑草、落葉及び竹木 (以下「 ^{せん} 剪定枝等」とい う。)を自ら市長の指定 する場所へ搬入すると きを除く。)				するときを除く。)		
	^{せん} 剪定枝等を自ら市長の指定する場所へ搬入 するとき		無料		資源化できる ^{せん} 剪定枝を自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき		無料
	粗大ごみを市が収集し、 運搬し、及び処分すると き	1点につき	<u>1, 100円</u>		粗大ごみを市が収集し、 運搬し、及び処分すると き	1点につき	<u>1, 100円</u>
その他の一 般廃棄物	事業系一般廃棄物を自 ら市長の指定する場所 へ搬入するとき	10キログラムま でごと	<u>300円</u>	その他の一 般廃棄物	事業系一般廃棄物(資源 化できる ^{せん} 剪定枝を除 く。)を自ら市長の指定 する場所へ搬入すると き	10キログラムま でごと	<u>165円</u>
					事業系一般廃棄物のう ち資源化できる ^{せん} 剪定枝 を自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき	10キログラムま でごと	<u>110円</u>
	事業系一般廃棄物を第 30条第1項の規定に より一般廃棄物収集運 搬業の許可を受けた者 が市長の指定する場所 へ搬入するとき	10キログラムま でごと	<u>300円</u>		事業系一般廃棄物を第 30条第1項の規定に より一般廃棄物収集運 搬業の許可を受けた者 が市長の指定する場所 へ搬入するとき	10キログラムま でごと	<u>165円</u>
備考 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5 人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超				備考 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5 人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超			

改正後		改正前	
<p>える部分については、従量制とする。</p> <p>2 この表において「^{せん}剪定枝」及び「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている^{せん}剪定枝及び粗大ごみをいう。</p> <p>3 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。<u>ただし、総重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとして手数料を算定する。</u></p>		<p>える部分については、従量制とする。</p> <p>2 この表において「^{せん}剪定枝」及び「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている^{せん}剪定枝及び粗大ごみをいう。</p> <p>3 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。</p>	
別表第2（第29条関係） 産業廃棄物処理費用		別表第2（第29条関係） 産業廃棄物処理費用	
区分		費用	
第28条第2項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	300円	110円
備考 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。 <u>ただし、総重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとして手数料を算定する。</u>		備考 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。	

※改正前後とも税率は10%を想定した。